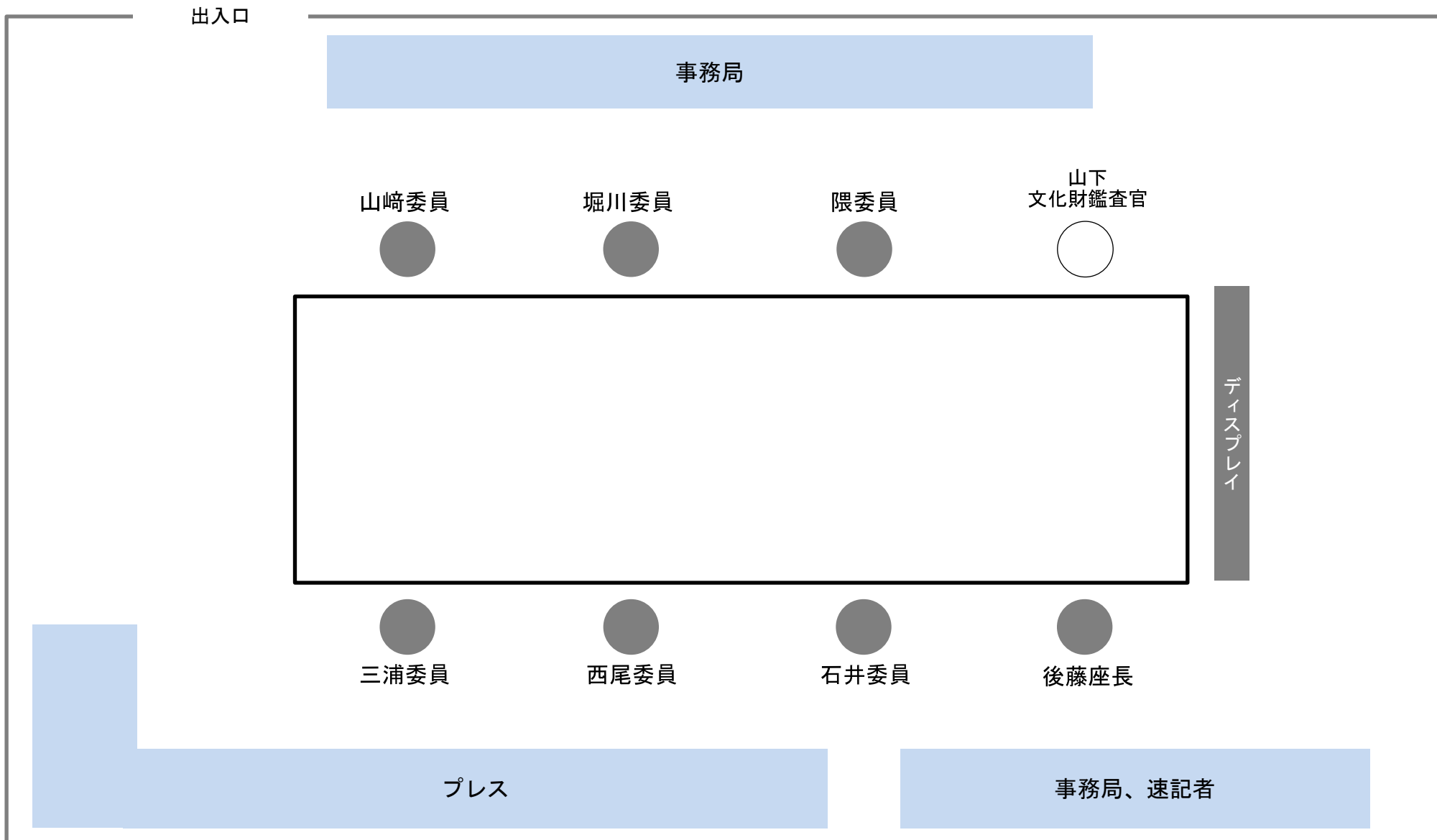


建築文化に関する検討会議(第3回) 座席表
(令和5年5月25日10時00分~12時00分)



※委員席次は五十音順

建築文化に関する検討会議（第3回）

日 時：令和5年5月25日(木)

10:00～12:00

場 所：日本芸術院会館 談話室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 報告書（案）について

(2) 意見交換

【配布資料】

資料1 建築文化に関する検討会議 委員一覧

資料2 建築文化に関する検討会議 報告書（案）

資料3 事務局説明用・参考資料

資料4 建築文化の振興に向けて今後取り組むべき方策（提言）

参考1 報告書 委員の発言内容反映状況一覧

参考2 <前回資料>第2回建築文化に関する検討会議（報告書骨子）

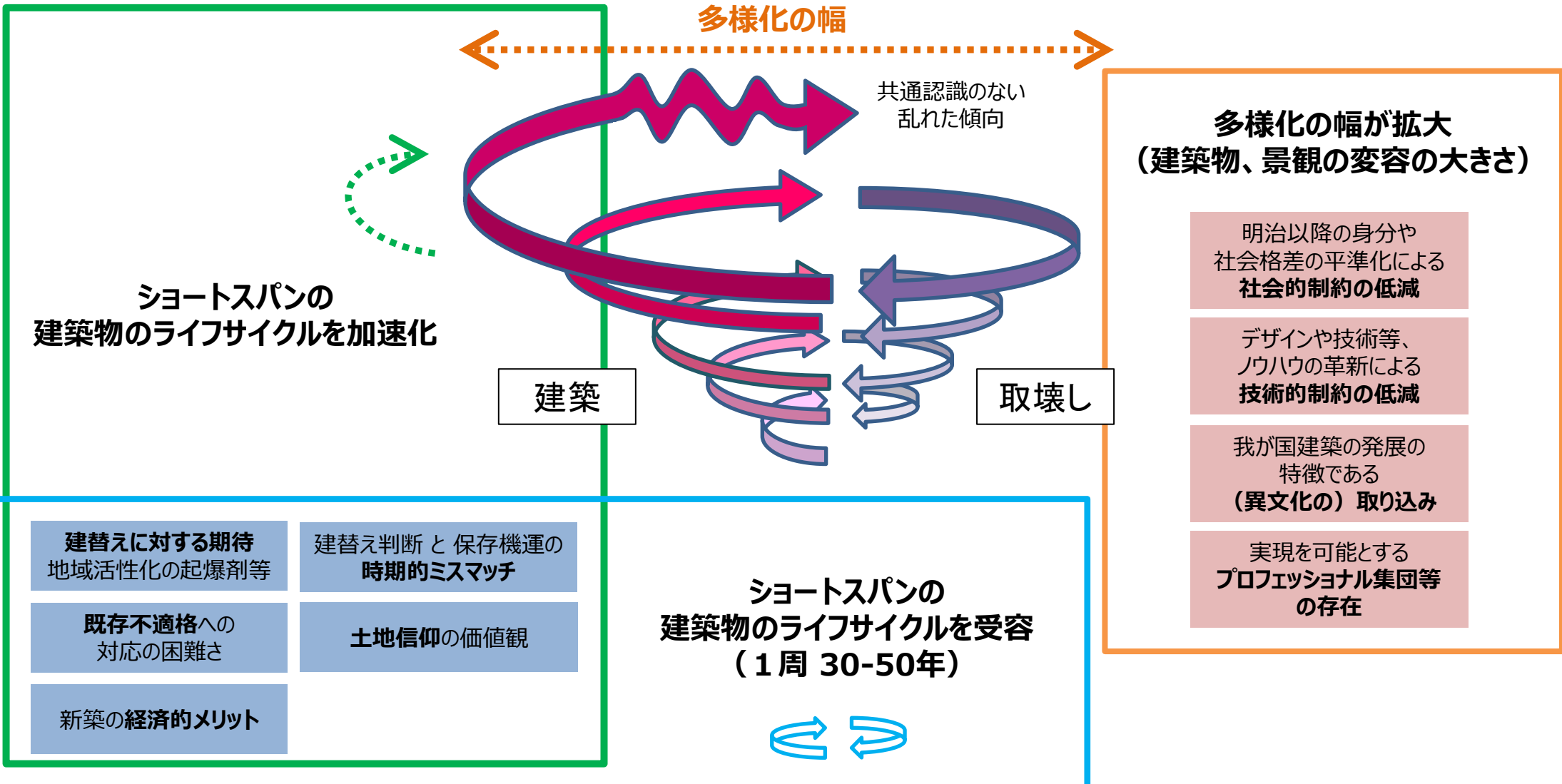
建築文化に関する検討会議 委員一覧

石井リーサ明理	照明デザイナー
隈 研吾	建築家
後藤 治	学校法人工学院大学 理事長
佐々木 葉	早稲田大学理工学術院 教授
佐藤 主光	一橋大学教授・政府税制調査会委員
鈴木 京香	俳優
西尾 洋一	Casa BRUTUS 編集長
堀川 斉之	大成建設株式会社設計本部 シニア・アーキテクト
三浦 展	株式会社カルチャースタディーズ研究所 代表取締役
山崎 鯛介	東京工業大学博物館副館長・教授

(五十音順、敬称略)

事務局説明用・参考資料

- 戦後の高度経済成長期以降都市部へ人口集中によりショートスパンの建替えに適した建築スタイルが普及。
- 戦後、都市部への人口集中や建築物の工業化等が進み、■ からショートスパンな建築物のライフサイクルを**受容**されるとともに、その傾向が**加速化**（建築物を消費財としてとらえる傾向まで）された。
- 加えて■ から**変容**が大きくなり、結果、建築・景観の**多様化が大幅に進み**、世界観等を整えるよう作用してきた共通認識等が失われる傾向にある。



- 我が国の建築・景観が、資産・ストックとしてのポテンシャルがあることに気付きつつも、国民全体の関心はまだ十分高いとは言えない。
- より多くの人々に建築・景観についての知識や高い意識、関心があれば、価値観やアイデンティティの源泉として、維持・活用、継承する流れが生まれるのではないか。また、新たな建築・景観の創造に対して多くの主体が高い意識や展望を持って参画するようになるのではないか。

どのような思想や哲学が必要か？
議論された“目指すべき姿”を示すことで、要素を浮かび上がらせる。

【方針】

(1) 国土全体及び地域単位での、建築・景観についてのあり方に関する議論から合意、実装に向けたアクション

【実物件、実空間】

(2) 既存の建築・景観における対象の特定と維持・活用・継承の拡大や、時代に即した実質的に必要な機能の付与、必然性のある維持・活用の実現

(3) 取り壊しに際しての建築物や土地の記憶の活用や、将来の建築・景観における世界観の生成と、自由で創造的な建築活動

【ステークホルダー等】

(4) 建築文化に資する新たな職能の確立

(5) 住民・所有者・利用者の維持・活用・継承、世界観等を備えた新たな空間の創造に向かう意識と、技術面からの対応

【合理性、経済性】

(6) 取組を促進する合理的な制度的担保の存在や、経済性の実現と適切・有効な取引や継承の仕組みの存在

【教育、知識・意識】

(7) 建築文化を総合的に学ぶ教育の機会と、知識・意識の向上

【基盤】

(8) 建築文化関連の人材や知を結節する拠点とネットワークの存在

【グローバル】

(9) 建築文化に魅了された多数のインバウンド客の来訪、世界への発信

建築文化の振興に向けて今後取り組むべき方策（提言）

(1) 建築文化に係る取組方針～不断の検討・刷新

- ・ 文化政策的観点（より文化的で質の高い生活環境形成等）から我が国建築や景観のあり方につき、検討の場を設け、公共的な与条件の考え方や方向性を、指針等の形で示すことを目指すべき。

(2) 既存の建築、景観に対するアクション

- ・ 取組の対象案件の特定と具体的取組の制度化を念頭に、諸外国制度等の調査研究を進めるべき。
- ・ 制度は、案件特定の過程や更新手続きの検討と並行し、（ア）“優れた近現代建築”と、（イ）“地域の特色ある景観”に分け、効果的なものを検討するべき。
- ・ 近現代建造物緊急重点調査を加速化し、対象物件のリスト化と随時更新を実現するべき。（イ）“地域の特色ある景観”も新たにリスト化の対象としていくべき。
- ・ 単体、群をなす建築物につき、保存的側面やリノベーション等を通じた創造的・活用的側面等を織り交ぜ弾力的な用途変更等の運用の検討を行うべき。
- ・ 公共建築について、維持管理、継承する取組のベスト・プラクティスが生まれるよう働きかけ、それを地方自治体やユーザー等、広く関係者に共有し、積極的な取組を促すべき。

(3) 将来の建築、景観に対するアクション

- ・ 新たな建築や景観について、如何なる世界観に基づき価値付けているかなど、諸外国制度、意思決定プロセス等の調査を行うべき。
- ・ 各地域等に最適な与条件化について既存法制度との関係もよく踏まえ検討を行うべき。

- ・ 建築や景観の新たな与条件化に向けては、参考となるひな形を作成し、広く共有することも一案。

(4) 建築文化の継承と創造に向けた人材育成

- ・ 既存及び将来の建築、景観の継承と創造に係る専門的知識を有する、“〔仮称〕建築文化マネージャー（建築部門・景観部門）”人材の育成や資格付与、地方行政等への派遣・配置の取組を検討すべき。
- ・ 建築文化を支える技能者・技術者の育成が推進されるよう、公共建築が先導的な役割を果たすべく検討を進めるべき。

(5) 関係ステークホルダーの活動促進

- ・ 取引・継承が円滑に進む条件や仕組みの実態把握、実装化の検討を行うべき（例：マッチングビジネスの振興、優れた建築や景観を管理活用する取組団体の育成等）。
- ・ ユーザー資金調達等に係る情報整理や情報提供支援を検討すべき。
- ・ “〔仮称〕建築文化マネージャー”が現場でプランニング活動を推進できるよう派遣紹介等を行う取組も一案。

(6) 取組を支えるための制度化

- ・ 近現代の名建築、建築物群等に関し、建築自体、技術、維持管理・活用・継承等の取組について、顕彰を検討すべき。こうした取組を通じて文化財化への道筋を検討すべき。
- ・ 文化財化（文化的価値の向上）が経済的価値の向上につながる価値付けのあり方を、会計的観点等から検討すべき。
- ・ 適切な維持管理、活用等に対し、資金が流入する促進策の検討も重要（リノベーションの推進等との関連）。
- ・ 税制面の検討を個別の建築、景観双方の維持管理、継承の観点から深めるべき。継承に関しては、事業承継税制のような発想も重要。

(7) “建築文化”に関する教育～知識共有、意識づくり～

- ・ 学校教育においても、建築・景観に対する感性を養えるようにする検討が必要。歴史や社会、美術等との連携促進も一案。
- ・ 子供や若年層などが、実際に訪問して体験・体感すること、容易に目にすることを促進できる材料や機会づくりを検討すべき。
- ・ 歴史や社会、アートなど広く関わる領域であることに鑑み、分野横断的に、また広い分野との関わり合いで研究を促進するべき。

(8) 知と人的ネットワークの結節点（センター）機能の形成

- ・ 国立近現代建築資料館が、アーカイブの幅や手法を拡げ、価値付けや、価値の効果的な活用を強化するべき。アートとの連携も重要。
- ・ 維持・継承（修復含む）に向けたマッチングを行う者のとりまとめ、関連人材の育成や資格付与、交流の中心としての機能を確立すべき。
- ・ 関連する調査等の中心的役割を果たす機能を持つべき。

(9) 世界への発信、適正規模の来訪による好循環作り

- ・ グローバルな文脈作りを推進するべき。例えば、新たな世界へ発信し、日本の“建築文化”を体現する場へのインバウンド来訪促進等。
- ・ 各地域で特色のある“建築文化”形成による地方創生も期待。
- ・ 今後もプリツカー賞受賞者などを輩出できるよう、プロフェッショナルの育成や活動促進と同時に、世界への発信も強化・促進すべき。

(10) ビジョンの提示、総合的な推進体制や基盤

- ・ 我が国“建築文化”に広く国民が自信と誇りを持つよう、積極的な普及啓発活動（シンポジウム、セミナー活動等を含む）を行うべき。
- ・ その自信と誇りが世界からの評価や憧れとなり、持続的・自律的に“建築文化”の発展が進むような好循環の形成を目指すべき。

- ・ 文化審議会の下などに体制も設けつつ、必要な制度や予算等の検討・調整を推進すべき。
- ・ “建築文化” 振興立法を検討し、推進の基本枠組みや制度形成、既存法との関係で文化政策の観点からバランスを図るべき。
- ・ 今後に相応しい建築、景観の維持管理や継承、創造が進み、生活環境の質の向上や世界からの評価にも繋がる取組を推進すべき。
- ・ 戦略的かつ強力に推進するべく関係省庁と連携の下、文化庁が全体戦略を検討、チェックし、法制や税制等、専門的検討を深めるべき。

第二回建築文化に関する検討会議（事務局提示基本コンセプト）

[案]

我が国“建築文化”への共通理解作りと具体的行動に向けて

(1) “建築文化”をどう捉えるか

① 従来の“建築”分野の扱い

- ・ 従来、“建築文化”概念が十分に形成されてきたとは言えない。
- ・ 欧州諸国や韓国など建築領域を文化と捉えている状況。
- ・ 2022 年度末閣議決定「文化芸術振興基本計画(2 期)」において、「近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興」と盛り込まれた。

② “建築文化”の領域

- ・ 国際的に明確な定義がある訳でない。一定の柔軟性を持ちながら全般の振興策を検討していくべき。
- ・ 総合性、社会性、地域性、空間性、時間性¹を視野に入れるべきか。
- ・ こういった視点を包括的に捉え、建築に関連する価値の創造と受容に関わる化体物や営み、人材等も含め、“建築文化”と総称すべき。

③ “建築文化”がもたらす価値

¹ 総合性：建築物は「器」としての機能（を）も有しており、家財具としての工芸品や持ち主の生活等、広い視点から総合的に評価を行う目線。

社会性：建築を歴史的な蓄積等から形成され、風土を含む社会的存在として捉え、公共性ある存在（≒「皆のもの」）と見る目線。

地域性：建築物は個別の地域に立地/立脚し、地域の個性との互いに影響が大きい存在という視点。

空間性：建築物は取り巻く風景あつての存在であり、空間的拡がりを持ちながら魅力等を捉えることが重要という目線。

時間性：2 点を重視すべき。第一に、図面類や技術利用状況の記録のような当該建築物に係る時間的推移。第二に、史跡を含め過去からの時間的蓄積に対して連続性や非連続性を生じさせながら新たに建築の営みがなされる、空間に係る時間的推移。

- ・ 大きく具体的な価値をもたらし得る。その価値を最大化すべき。
- ・ 価値²は、学術面、技術面、経済面など多様。

(2) 我が国における建築・維持・取壊しの構造的循環（サイクル）

- ・ 我が国の“建築文化”は、建築・維持・取壊しの循環に大きな課題。

① 循環の特徴～ショートスパンでの建替えの流れ

(地震等の災害が発生しやすい地理的条件、豊富な森林資源)

- ・ 地理的条件から、すぐ取り壊せる建築物など遷移性の高い“建築文化”に。木造を主流として、ショートスパンで建替える文化。
- ・ ショートスパンの建替えが自然という社会意識が浸透。木造建売住宅、プレファブ建築などショートスパンの建築スタイルも発展。それに沿った制度も発達し、建築、風景、街並み形成をリード。
- ・ 特に戦後、建築を消費財と捉えがち³。資産・ストックと捉える欧州諸国等と逆。

(ショートスパンの建替えサイクルを受容する諸要素)

- ・ 建替えに対する期待。建て替えることが活性化の起爆剤と期待しがち。
- ・ 取壊し・建替えの判断と、地域の公共資産的観点からの維持・活用の判断の間の時間的ミスマッチ。

² 生活の基本である衣食住の一つ [基本機能的な価値]

歴史や風土、制度、産業、技術、生活様式等を反映するもの [歴史的・社会的価値]

設計から建築、運営、管理、改修等、関連の過程において技術やノウハウ、人材等を育成・継承していく効用を生み出すこと [人材等育成・継承インフラとしての価値]

それ自体に高い芸術性や、学術的蓄積、技術性の露出が認められること [芸術的・学術的・技術的価値]

美術や音楽、芸能その他の文化芸術の創造や学問の場、各種日々の暮らしに関わる場として役割を担うこと [文化等の創造インフラとしての価値]

それ自体が経済的価値を生み出し、取引や鑑賞（例：文化観光）の対象 [経済的価値]

グローバルに日本の建築、日本自体への評価を向上 [ソフトパワー的価値] 等

³ 建築を消費財として捉える傾向は、戦禍で歴史的な街並みが多く消滅し、私権が拡大（建築コードの撤廃）した戦後において顕著な流れ。

- ・ 建築基準法の既存不適格など法規制。取壊す方が簡単となりやすい。
- ・ 新築に比べ、改修は経済的なメリットが生じにくい。

② 建替えによる変容の特徴とその背景

- ・ ショートスパンの建替えサイクルの中、次世代建築が街並みに大きな変容をもたらす。
- ・ 変容の特徴として、“多様化”。その背景としては、“必然性の低下”と“(文化的) 取り込み”の関係が深い。

(“必然性の低下”)

- ・ 明治以降、身分や社会格差の平準化⁴、すなわち社会的制約が低減。
- ・ 20世紀以降(我が国の場合第二次世界大戦後)、建築関連の技術やノウハウに大きな革新⁵。建築に関する技術的制約も低減。生産技術や輸送手法等の発展から、材料的制約も低減。
- ・ これらは、建築様式を規定する“必然性の低下”を意味。これを受け、例えば以下の現象が発生。
- ・ そもそも人口増の中、住宅面中心に建築の効率化、産業化が進み、安価で手軽に大量供給。供給側が志向に応え、多様な建築や風景が日本中で見られるように。
- ・ 公共建築など、建築家の強い思想的主張も反映した独自性の高いデザイン等を持つ建築が出現。
- ・ すなわち、新たな建築や風景の“多様化”が大幅に進んだ状況。

(“(文化的) 取り込み”)

⁴ ここでは、昨今言われる新たな社会格差の可能性まではスコープとはせず、高度経済成長以降の“総中流化”等を念頭。

⁵ 例えば、耐震技術は我が国“建築文化”の大きな特徴・強みと言える程に発達し、建築物内部の補強やダンパーの挿入、床下免震システム等、発達し技術例は多々存在。

- ・ 法隆寺等の寺院建築、平城京・平安京等の条坊制、大仏様⁶や禪宗様⁷による建築意匠、近代の和洋折衷の建築など異文化を積極吸収。現在では世界の様式を自由に取込み。
- ・ “(文化的) 取り込み” も我が国の建築や風景の“多様化”を促進。
- ・ “必然性の低下”と“(文化的) 取込み”が相まって、建築物や風景の可能性が大きく拡大。世界でも類を見ない程に、多種多様なニーズに対応できる状況⁸⁹。

③ 建築・維持・取壊しの構造的循環（サイクル）の課題

- ・ 戦後、“ショートスパンでの建替え”と、建築領域の“必然性の低下”や“(文化的) 取込み”が重なる形で構造的循環（サイクル）が発展。これが機能し、建築や風景、街並みは、“多様化”しつつ着実に変容。
- ・ 課題は、その変容に十分な秩序がないのではないかという点。
- ・ 伝統的に、日本の建築物は、場所や風土との関係を意識しつつ存在。しかし、風景や街並み単位で世界観が整っていた空間秩序が変容。
- ・ 30～50年程度の短期サイクルで次々世代の建替えに向かい、さらに空間秩序は変容。

④ 資産・ストックとしての価値への気付き

- ・ 我々は、欧州の街並みのように、建築や風景がストックとして魅力を生むことを感じてきた。
- ・ 近年、インバウンド観光促進が重要な政策項目に。我が国建築や風景の

⁶ 鎌倉時代初に仏僧重源らがもたらした宋の技術を用いた建築様式、東大寺南大門等。

⁷ 鎌倉時代の禪宗伝来によってもたらされた技術を用いた建築様式、円覚寺舍利殿等。

⁸ “多様化”を可能とするのは、安定的に実装できる職人的ワザの裏付けがあつてのもの。この点も日本の建築領域における大きな特徴。

⁹ 但し、材料品質や、技術、ノウハウ等が大きく向上した現在も、例えば1970年代前後の現代建築を代表として50年程度、住宅は30年程度という築年数で取り壊し、建替えるというショートスパンのサイクルで建替えられているのが実態。

も資産・ストックとしてのポテンシャルに気付き始めた。

(3) 我が国“建築文化”に秩序の形態を ～哲学・思想の必要性～

① “建築文化”に関する認識の低さと教育

- ・ “建築文化”に対する一般的認識低く、教育に大きな課題¹⁰。
- ・ 知識や高い意識、関心があれば、価値やアイデンティティの源泉として、適切に維持・活用、継承する流れが生まれるのではないかと¹¹。
- ・ SDGs 貢献を問われる現在、自然環境や社会と適正に調和した建築や風景、街並みの姿や、実現に向けた議論も深まり、新たな建築や風景の創造も戦略的意識を持ってなされるのではないかと。
- ・ 流れに適合した社会制度も自ずと発達する。

- ・ その下で、例えば、維持すべき建築や風景を残し、未来の建築について、（管理主義に走り過ぎず）建築以前の与条件化など、空間に十分な秩序をもたらすことができるのではないかと。
- ・ また、数百年も耐え得る木造の建築物や建築手法が存在。これら伝統的な建築手法等を活用して維持・創出できる世界観もあるのではないかと。
- ・ 耐震技術等の発展も、とりわけ個人の住宅等でも活用例を増やし、コスト低下により、優れた建築の維持・活用、承継も増やせるのではないかと。

② “建築文化”に関する哲学・思想の必要性

- ・ 建築・風景・街並みに秩序の形態をもたらすべく、根源として“建築文化”に関する哲学や思想等を形成し、社会に実装することが重要。
- ・ 加速度的な取壊しが想定される現代建築の維持・活用や承継が進むなど“建築文化”に関連する行動、その結果としての街並み等が適切にア

¹⁰ 建築関係の知見や教育は、技術面を中心とする建築実務、すなわちエンジニアリングの領域のものとして目を向けられがち。他方、建築史や建築思想、様式美、社会的意義、デザイン性等まで広く俯瞰的に文化として捉える傾向は低い。自ずと、初等～高等教育においても鑑賞教育のような形で建築を見ることはあまりないのが実態。

¹¹ 近現代建築でも、モダニズム建築に限らず広い視点で価値のある建築を視野に入れる。

ジャストされるのではないか。

(4) “建築文化”の共通理解に向けた“目指すべき姿”

- ・ “建築文化”に関し、どういった思想や哲学が必要か。“目指すべき姿”という形で示す。

① 建築や風景、街並みについてのあり方の議論と合意 [方針]

- ・ 建築物や風景、街並み（史跡含め）等を如何なるものとしていくか、（供給側、ユーザー等の広くステークホルダーが“建築文化”を意識しつつ）住民、国民の間で議論がなされ、一定の合意や納得感が得られている。

② あり方を考えるに当たって重要な目線 [方針]

- ・ インバウンド観光等の重要性も強く言われる中、地域内や国内といった閉じたコミュニティの内部だけではなく、外部の目線（“異邦人性”）や将来を生きる目線（“将来世代性”）も不可欠。

③ 国土全体、地域単位でのあり方と実装に向けたアクション [方針]

- ・ 国全体、各地域が主体的意思、戦略性を持ち、建築、風景、街並みに関し公共的観点から与条件が成り立っている。与条件は、指針やひな型のようなサンプルを地域が独自性を持って深め横展開するのも有用。

④ 既存の建築や風景、街並みにおける特定化と維持・活用、継承の拡大 [実物件、実空間]

- ・ 維持、磨き上げ、継承すべき案件の特定化が一定の目線に基づいて成立し、将来の文化財化の道筋も描かれている。特定化された建築や風景について狙いに即した取組が進み、ベスト・プラクティスが共有。街並み単位でも世界観が揃って行っている。

⑤ 建築、風景に対する時代に即した実質的機能の付与、維持・活用の必然性の実現〔実物件、実空間〕

- ・（銀行や電信局など新たな時代に必要となった機能を果たす場として建築され、機能が社会的に不要となっても場が残る場合のように）既存の建築や風景に対して都度、その時代に実質的に必要とされる機能・役割を付与することで、当該建築や風景の維持・活用が必然となり、その活用が果実を生む取組がなされている。

⑥ 取り壊しに際しての建築や土地の記憶の活用〔実物件、実空間〕

- ・ 取り壊さざるを得ないものについて、事後の建築構成物や風景等、また歴史を踏まえた元地の履歴の活用について、継続性含めて十分に思考した上で活動がなされている。

⑦ 将来の建築や風景、街並みについての全体的な世界観の確保と、自由で創造的な建築活動〔実物件、実空間〕

- ・ 公共的観点からの与条件の下で自由度を十分に持ちつつ一定の世界観も実現するバランスが実現され、創造的な設計や建築等の活動が進んでいる。

⑧ 住民・所有者・利用者の、維持・活用や継承、世界観を踏まえた新たな空間の創造的形成に関する意識と、技術面の対応〔ステークホルダー等〕

- ・ 住民や所有者、利用者にとり、一定を維持し、磨き上げ、承継することや、一定の与条件の下で優れた建築や風景、街並みを形成していくことが当たり前となっている。所有者は、外観を風景や街並みの一部として一定の公共的役割があるものとして、また内観は志向に応じて柔軟に活用し得るものとして捉え、総合的に魅力を享受。建築技術もこうした流れを支える方向で発展している。

⑨ 取組を促進する合理的な制度的担保の存在 [合理性、経済性]

- ・ 維持・活用を適切に促進するべく、合理的な制度的担保があること。各種支援措置等の制度は一定の方向性を促進する形で出来上がっている。

⑩ 経済性の実現と適正な評価の獲得 [合理性、経済性]

- ・ 必要な資金が適切に流入して経済性が実現されており、また有効な学術的・技術的・芸術的評価が与えられている。

⑪ 建築や風景、街並みについての適切・有効な取引や継承の仕組みの存在 [合理性、経済性]

- ・ 適切な取引・継承の仕組みが存在し十分に認知されつつ機能している。

⑫ “建築文化”を総合的に学ぶ教育の機会と、知識・意識の向上 [教育、知識・意識]

- ・ 歴史を踏まえた鑑賞から文化的価値の創造まで、技術面だけではなく総合的に学ぶ教育の機会があり、知識・意識が常に向上されるプロセスが存在している。

⑬ “建築文化”関連の人材や知を結節するセンター拠点の存在 [基盤]

- ・ 関連の人材や知を結節する拠点があり、“建築文化”振興の動きを社会実装していくエンジンとしての役割を果たしている。

⑭ “建築文化”に魅了された多数のインバウンド客の来訪、世界への発信 [グローバル]

- ・ 風土や建築、風景、いわば“日本という博物館”に魅了された人々が、インバウンド来訪している。適切に国内外に価値が発信されている。